

乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務

独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
(2) 届出番号	3
(3) 変更の内容	③提供を求める利用特定個人情報の追加又は削除及び準ずる先の法定事務の変更
(4) 変更の内容の詳細	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の廃止及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第92条の改正に伴い根拠規定を変更するもの
(5) 変更の理由	③準ずる先の法定事務において提供を求める利用特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	2025年07月28日

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	乙部町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
----------	------------

①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		乙部町個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第2の項 乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）第1条	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第16号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（母子家庭等）及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の（福祉を図る）ことを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障がい者並びに（ひとり親家庭等の母又は父）及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに（福祉の増進を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第16号）乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年12月10日規則第3号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令第92条 項2号	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 第6条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療に関する経費の支給に係る申請内容についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令第92条 項2号ロ	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第2条第2項第3号、第4号
-------	-----------------------	--

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年09月26日
独自利用事務の対象者	ひとり親医療費の助成の資格確認を行うもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	